

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 26.4.11 第 186 回国会第 11 号

4 月 11 日（金）、第 11 回の委員会が開かれました。

- 1 ①会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、第 185 回国会閣法第 22 号）  
②会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第 185 回国会閣法第 23 号）  
③会社法の一部を改正する法律案（階猛君外 1 名提出、衆法第 15 号）
- ・③について、提出者階猛君（民主）から提案理由の説明を聴取しました。
  - ・谷垣法務大臣、奥野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
  - ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

## 小田原 潔君（自民）

- ・現行会社法第 360 条の取締役の行為の差止請求の要件である法令違反には善管注意義務・忠実義務違反が含まれると解されているにもかかわらず、閣法第 784 条の 2 の組織再編等の差止請求の要件には含まれないとする理由について、伺いたい。
- ・善管注意義務・忠実義務違反が組織再編等の差止請求の要件に含まれないとするのであれば、経営者は最善価格が実現されるよう交渉すべき義務を負わないことになるため、キャッシュ・アウトされる少数株主の救済が困難になるのではないかとこの危惧について、見解を伺いたい。
- ・詐害的会社分割における債権者の保護に関し、一部の債権者のみが承継会社に対して債務の履行を請求した後、当該会社の破産手続が開始された場合、破産管財人はその残りの資産しか回収できず、債権者間に不平等が生じる懸念について、伺いたい。
- ・本改正を通じて、経営者に対する職業人としての倫理と自尊心を促す決意について、法務副大臣に伺いたい。

## 安藤 裕君（自民）

- ・会計監査人の選解任に関する議案の内容の決定権に関し、その改正の目的と内容の変更点について、法務副大臣に伺いたい。
- ・閣法は、社外取締役に厳しい要件を定めているが、現行の規定のどこに問題があり、どのように改善しようとしたのか、法務副大臣の見解を伺いたい。
- ・多重代表訴訟制度の趣旨及び内容について、法務副大臣に伺いたい。
- ・本改正は、海外の投資家が投資しやすいようになるとの意見も踏まえたものとのことであるが、海外の投資家よりも日本の会社の長期的な発展、成長を視野に入れて検討すべきであ

り、グローバルな観点からの今後の日本の会社法の在り方について、法務大臣の見解を伺いたい。

## 大塚 拓君（自民）

- ・本改正の目的及びその提出の経緯について、法務大臣に伺いたい。
- ・閣法は、コーポレート・ガバナンスに関して「コンプライ・オア・エクスプレイン」（comply or explain）のルールを導入するものであると考えるが、社外取締役を置かない場合には「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならないこととした趣旨及び改正により期待される効果について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・法律案の閣議決定、提出を受けて、上場企業における社外取締役の選任状況にどのような変化があったのか、伺いたい。
- ・閣法における「コンプライ・オア・エクスプレイン」のルールは、法務省令や金融商品取引所の上場規則との組み合わせで運用されていく仕組みとなっているが、法務省令でどのように担保していくのか、伺いたい。また、東京証券取引所における対応状況について伺いたい。
- ・監査等委員会設置会社制度を創設する趣旨及び制度の周知、広報について、法務大臣の見解を伺いたい。

## 遠山 清彦君（公明）

- ・社外取締役が果たせる役割に対する限界論を踏まえた上で、社外取締役の導入を推進する理由及び今回、社外取締役の義務化を見送った理由について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・社外取締役の設置を法律で一律に義務付けるよりも、証券取引所の上場規則等による規制を行ったほうがよいのではないかとこの見解について、法務大臣に伺いたい。
- ・諸外国ではあまり例がない多重代表訴訟の制度を法律で明文化することの妥当性について、法務大臣の見解を伺いたい。

本ニュースは、速報性を重視した概要版として事務局において作成しているものです。  
詳細な内容については会議録を御参照ください。